

盛岡広域産業成長推進協議会

成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金

公募要領

1 事業目的

この補助事業は、地域未来投資促進法に基づく第2期岩手県基本計画に定める6分野のうち、盛岡広域の地域特性を踏まえた重点分野に関連する産業について、展示会や学会等への出展を支援し、国内外企業等との取引拡大や企業間マッチング促進による企業の持続的な成長及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

1 本事業における重点分野

<成長ものづくり分野>医薬医療機器関連産業

<デジタル分野>IT 関連産業

2 重点分野設定の背景

- 盛岡広域に集積する IT 関連産業や医薬医療機器関連産業等を中心としたものづくり産業の育成や振興を図りながら、新製品の開発や生産性の向上等、管内事業者の DX を推進することが求められていること。
- 岩手大学構内の盛岡市産学官連携研究センター、岩手県立大学に隣接した滝沢市 IPU イノベーションパーク、岩手医科大学、岩手流通センターや盛岡貨物ターミナル、八幡平市起業家支援センターのシェアオフィスなど産業立地基盤が充実し、「成長ものづくり分野」及び「デジタル分野」における IT・ものづくり産業の集積が進んでいること。
- ヘルステック・イノベーション・ハブの開設や、ライフサイエンスの事業化連携体である TOLIC の設立等、ヘルスケア分野の関連産業の集積が進んでいること。

2 補助事業者

盛岡広域（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町）に主たる事業所を設置し、「成長ものづくり分野」又は「デジタル分野」を重点分野として位置づけ、いずれかの分野で事業を展開する法人又はその連携体。

3 補助対象事業

- 補助事業者が行う自社の製品・技術・商品・サービスの取引拡大や企業間マッチング促進等を目的とした展示会（オンライン展示会を含む。）の出展事業であること。
- 補助を受けようとする展示会が、令和7年7月28日から令和8年1月31日までに開催される展示会であること。

4 補助対象経費

次の経費区分とする。ただし、国や県、その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受ける経費及び交付決定日以前に支出された経費は対象外とする。

- (1) 出展料：出店時のスペース利用料およびオンライン展示会時の基本料
- (2) 輸送費：展示会への出展に際し、自社の所在地と展示会場間（経由地を含まない）に係る展示物の輸送を、運送事業者へ外部委託する場合の輸送委託費
- (3) 旅 費：展示会への出展に際し、自社所在地と展示会場間（経由地を含まない）に係る対応者の旅費（移動費は公共交通機関のみ対象）
- (4) ブース装飾費：展示会に係る必要最低限の小間装飾費、小間に設置する什器・備品のリース代
- (5) 印刷物製作費：展示会で来場者に配布する、自社の会社案内又は自社商品のチラシ・カタログ等、紙媒体の印刷物制作に係る経費
- (6) 動画制作費：展示会で流すための、自社又は自社商品を紹介するPR 動画の制作に係る委託経費のうち撮影及び編集委託費

5 補助率

補助対象経費の2分の1以内（上限：対面型展示会 200 千円、オンライン展示会 100 千円）

交付申請書受理順に審査を行い、事業目的、内容等要件を満たすものから順に予算の範囲内で交付決定を行う。なお、一補助事業者あたりへの同一年度内の補助は、上限額までとし、対面型展示会及びオンライン展示会の併用は不可とする。

6 事業の流れ

項目	実施者	内 容
申請書提出	申請者	申請書、事業計画書及び収支予算書等を提出。 提出期限：出展日の14日前まで
申請書審査	協議会	申請書等を審査。なお、必要に応じてヒアリングを実施。
交付決定通知	協議会	事業者あて交付決定通知書を送付。
展示会出展	申請者	
完了報告書提出	申請者	完了報告書、収支決算書、補助対象経費の支出を証明する領収書等、出展を証明する資料及び成果等を提出。 提出期限：補助対象経費のすべての支払いが完了し、当該事業を完了した日から30日を経過した日又は令和8年3月15日のいずれか早い日まで
確定通知	協議会	完了報告書を基に審査を行い、交付確定額を通知。
請求書の提出	申請者	確定通知書を基に請求書を提出 提出期限：補助金確定通知書の通知日から30日経過した日又は令和8年3月15日のいずれか早い日まで
補助金の交付	協議会	指定口座に補助金を振込み

7 申請の手続き

(1) 申請受付期間

令和7年7月14日(月)～令和8年1月16日(金)

(2) 提出期限

展示会等出展日の14日前まで

(3) 提出書類(各1部)

- ・ 成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 事業計画書(様式第2号)
- ・ 収支予算書(様式第3号)
- ・ 出展する展示会及び出展する製品・サービス等の概要資料

(4) 提出方法

電子メール

(5) 提出先

盛岡広域産業成長推進協議会 事務局 佐藤 (盛岡広域振興局経営企画部産業振興室)

Mail : satou-toshiki@pref.iwate.jp

8 申請にあたっての注意点

- (1) 補助金交付決定日以前に支出された経費は、補助対象外となります。
- (2) 交付決定を受けた後、展示会への出展内容を変更する場合や補助対象事業の2割を超える減少が生じる場合は、事由発生日から14日以内に変更申請が必要です。
出展中止や申請を取り下げる場合も、申請が必要です。
- (3) 補助事業関係の書類は、事業終了後、5年間保存しなければなりません。
- (4) 補助金は、事業が完了し、交付額が確定した後の支払いとなります。
- (5) 展示会等への出展成果を把握するため、出展後2年間にアンケート調査等を実施することがありますので、その際は御協力をお願いします。

9 お問い合わせ先

盛岡広域産業成長推進協議会 事務局 佐藤 (盛岡広域振興局経営企画部産業振興室)

〒020-0023 盛岡市内丸11番1号

電話 : 019-629-6514

Mail : satou-toshiki@pref.iwate.jp